3

不動産取得税

㈠　道府県は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとした。（第七三条の一四及び第七三条の二四関係）

㈡　公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋について、非課税措置を講ずることとした。（附則第一〇条の二関係）

㈢　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和六年三月三一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

㈣　農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地について、非課税措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

㈤　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の三関係）

(3)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の三関係）

(4)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

㈥　中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第一一条関係）

㈦　不動産取得税に係る道府県に対する申告又は報告について、次の措置を講ずることとした。（第七三条の一八関係）

(1)　不動産を取得した者は、当該取得について、条例で定める期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税に係る道府県に対する申告又は報告を要しないこととした。

(2)　(1)の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができることとした。

㈧　登記所は、第三八二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならないこととした。（第七三条の二〇の二関係）

4

自動車税

令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の九の二関係）

5

固定資産税及び都市計画税

㈠　商業地等に係る令和四年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、当該商業地等に係る令和四年度分の税額が、令和三年度分の課税標準額に、令和四年度の価格に一〇〇分の二・五を乗じて得た額を加算した場合の税額（以下「商業地等調整税額」という。）を超える場合には、当該商業地等調整税額（当該商業地等の令和四年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該商業地等の令和四年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とする。）とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

㈡　令和三年度分の固定資産税に関し令和二年度分の税額に据え置く特別な措置の適用を受けた土地に限り、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について、令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後一五月を経過する日までの間においても審査の申出をすることができることとした。（附則第二四条の二関係）

㈢　市町村長は、固定資産課税台帳を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他固定資産課税台帳を閲覧に供し又は当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、一定の措置を講ずることができることとした。（第三八二条の二及び第三八二条の三関係）

㈣　博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産について、令和五年度から令和八年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとした。（附則第一四条の二関係）